

松山市競争入札参加者資格審査等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松山市契約規則（平成20年規則第11号。以下「規則」という。）第3条第2項（第22条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者（以下「競争入札参加者」という。）に必要な資格（以下「競争入札参加者の資格」という。），競争入札参加者の資格審査及び規則第23条の規定に基づく指名の基準について、必要な事項を定めるものとする。

(契約の種類)

第2条 この要綱の規定は、次の業務に係る契約について適用する。

- (1) 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）
- (2) 建設工事に係る委託業務（建設工事の設計、測量又は地質調査その他建設工事に関する調査等の委託をいう。以下同じ。）
- (3) 清掃、警備等の委託業務
- (4) 物品の購入、物品の修繕、製造の請負、物件の借入れ及び不用物品の売払い（以下「物品調達等」という。）

(競争入札参加者の資格)

第3条 競争入札参加者は、第5条の規定による競争入札参加者の資格審査を受け、資格を有すると認められた者とする。

- 2 建設工事の競争入札参加者は、前項に定める要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。
 - (1) 建設業法第2条第3項の規定による建設業者であること。
 - (2) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受け、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けていること。
- 3 建設工事に係る委託業務、清掃、警備等の委託業務及び物品調達等の競争入札参加者は、第1項に定める要件のほか、官公庁の許可、認可、登録等が必要とされる場合には、当該許可、認可、登録等を得ている者とする。
- 4 清掃、警備等の委託業務及び物品調達等の競争入札参加者は、第1項及び前項に定める要件のほか、市長が定める期間の初日において継続して1年以上の営業を営んでい

る者であること。ただし、次のいずれかに該当する承継人については、前営業者の当該営業に従事した期間を承継人の営業を営んでいる期間に、これを通算するものとする。

- (1) 相続したとき。
- (2) 個人営業者が会社を設立し、これにその営業を譲渡し、その会社の取締役又は社員に就任し、現にその任にあるとき。
- (3) 合併により解散した会社の取締役又は社員が、合併により新設された会社又は合併後存続する会社の取締役又は社員に就任し、現にその任にあるとき。
- (4) 会社の営業部門が独立し、新会社を設立したとき。
- (5) 会社がその組織を変更したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合に準じると認められるとき。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

- (1) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (2) 競争入札に係る業務に関し法令上必要な資格を有しない者
(資格審査申請書の提出)

第4条 競争入札参加者の資格審査を申請する者は、競争入札参加者資格審査申請書（以下「申請書」という。）に関係書類を添え、市長が定める期間内に申請しなければならない。

2 市長は、競争入札参加者の資格、申請書の提出の期間、申請書の提出の場所及び方法等必要な事項をあらかじめ公示するものとする。

3 市長は、特に必要があると認められるときは、前項の規定により公示された申請書の提出の期間を経過した後においても申請書を提出させることができる。
(資格審査)

第5条 市長は、前条の規定により提出された申請書について、第2条各号に定める契約の種類ごとに別に定める項目により審査し、競争入札参加者の資格の有無を認定し、資格を有すると認めた者（以下「有資格者」という。）又は資格がないと認めた者に、それぞれ必要な通知をするものとする。

（格付）

第6条 市長は、前条の規定により認定した有資格者について、契約の種類ごとに別に定める基準による区分（以下「格付」という。）をして、規則第3条第3項の規定に基

づく資格を有する者と認める者の名簿（以下「有資格者名簿」という。）を作成するものとする。

2 市長は、前項の規定により有資格者の格付を行った後、当該格付に変更があると認められる者については、その格付を変更し、その旨を通知するものとする。

3 市長は、有資格者名簿を適当と認める方法により公表するものとする。

（資格の有効期間）

第7条 有資格者の当該資格の有効期間は、市長が資格を認定した日から次期の資格認定の日の前日までとする。

2 第4条第3項の規定により申請書を提出した有資格者の当該資格の有効期間は、別に定める。

（申請事項の変更）

第8条 有資格者は、次に掲げる申請事項に変更があったときは、速やかに、競争入札参加者資格審査申請書変更届（第1号様式）及び口座振替（登録・変更）届（第2号様式）のうち市長が指定する書類を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称（受任者を含む。）
- (2) 所在地（受任者を含む。）
- (3) 代表者職氏名又は受任者職氏名
- (4) 実印又は使用印
- (5) 指定振込口座
- (6) その他市長が必要と認める事項

（資格及び格付の再認定）

第9条 有資格者が次の各号のいずれかに該当した場合は、直ちに、競争入札参加者の資格及び格付の再認定を受けなければならない。

- (1) 会社が合併した場合
- (2) 会社が営業譲渡を行った場合
- (3) 会社が会社分割をした場合
- (4) その他市長が必要と認めた場合

（資格及び格付の承継）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、有資格者の競争入札参加者の資格及び格付の承継を認定するものとする。ただし、承継を受ける者が、第3条第5

項に該当するとき、又は承継する資格の種類に応じて第3条第2項から第4項までの規定に該当しない場合は、この限りでない。

- (1) 相続により有資格者の営業を承継したとき。
- (2) 個人営業者が会社を設立し、これにその営業を譲渡し、その会社の取締役又は社員に就任し、現にその任にあるとき。
- (3) 合併により解散した会社の取締役又は社員が、合併により新設された会社又は合併後存続する会社の取締役又は社員に就任し、現にその任にあるとき。
- (4) その他市長が必要と認めた場合
(資格の取消し)

第11条 市長は、有資格者が第4条の規定により提出した申請書に事実と異なる事項を記載したと認めるとき又は競争入札参加者の資格の要件を満たさなくなったときは、その競争入札参加者の資格の取消し又は格付の見直しを行うものとする。

2 市長は、有資格者から競争入札参加者の資格の取消しの申出があったときは、その競争入札参加者の資格を取り消すものとする。

(指名基準)

第12条 市長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、契約の種類ごとに別に定める基準に基づき競争入札参加者を指名するものとする。

(準用)

第13条 この要綱の規定は、随意契約の参加者の資格について準用する。ただし、市長が相当の理由があると認める場合は、この限りでない。

(標準様式)

第14条 この要綱で定める様式は、標準様式とし、市長が必要と認める範囲において変更して使用することができる。

(その他)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(松山市物品競争入札参加者資格審査要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 松山市物品競争入札参加者資格審査要綱（昭和46年要綱第12号）
- (2) 松山市建設工事等競争入札参加者資格審査等に関する要綱（平成17年要綱第15号）
- (3) 松山市委託業務競争入札参加者資格審査等に関する要綱（平成17年要綱第47号）
(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に、前項の規定による廃止前の松山市建設工事等競争入札参加者資格審査等に関する要綱、松山市物品競争入札参加者資格審査要綱及び松山市委託業務競争入札参加者資格審査等に関する要綱（次項において「廃止前の要綱」という。）の規定によりなされた申請、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

4 廃止前の要綱の規定により認定された有資格者の当該資格の有効期間は、第7条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。